

障害者である職員の任免状況の公表について

(令和4年6月1日現在)

① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数
741.0 人	20.5 人

③ 実雇用率	④ 不足数
2.77 %	0.0 人

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」は、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- ②欄の「障害者の数」は、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計で、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントします。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントします。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントします。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしています。

※ 障害者の種類・程度の区分ごとの数が少なく、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、障害者の種類及び程度の区分ごとの数値の公表は控えさせていただきます。